

## 平成十八年文部科学省令第十二号

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則  
 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十八条の規定に基づき、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則を次のように定める。

（定義）

第一条 この省令において「大学の設置等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 大学又は高等専門学校等の設置
- 二 大学の学部、短期大学の学科又は私立の大学の学部の学科（以下「学部等」という。）の設置
- 三 大学の大学院の設置、大学の大学院の研究科若しくは研究科の専攻（以下「研究科等」という。）の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更
- 四 専門職大学の課程（学校教育法（以下「法」という。）第八十七条の二第一項の規定により前期課程及び後期課程に区分されたものに限る。第四条の二及び第十条第一項において同じ。）の設置及び変更
- 五 高等専門学校の学科の設置
- 六 大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設
- 七 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科若しくは短期大学の学科又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更
- 八 大学若しくは高等専門学校又は大学の学部、大学の大学院若しくは大学院の研究科若しくは短期大学の学科（以下「大学等」という。）の設置者の変更
- 九 大学等の廃止

（大学又は高等専門学校の設置の認可の申請）

第二条 大学又は高等専門学校等の設置の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の二）に次に掲げる書類を添えて、当該大学又は高等専門学校を開設する年度（以下「開設年度」という。）の前々年度の十月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

- 一 基本計画書（別記様式第二号）
- 二 校地校舎等の図面
- 三 学則
- 四 当該申請についての意思の決定を証する書類
- 五 大学又は高等専門学校等の設置の趣旨及び学生の確保の見通し等を記載した書類
- 六 教員名簿（別記様式第三号）
- 七 教員個人調書（別記様式第四号）
- 八 教員就任承諾書（別記様式第五号）
- 九 前項の申請をした者のうち、医科大学（医学又は歯学に関する学部又は学部の学科を設置する大学をいう。以下この項において同じ。）を設置しようとする者は、同項の書類に加え、次に掲げる書類を、同項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。
  - 一 附属病院所在地地域の概況説明書（別記様式第六号）
  - 二 附属病院の医師、歯科医師、看護師等の配置計画書（別記様式第七号）
  - 三 関連教育病院（医科大学と連携して学生の臨床教育等に当たる病院をいう。）の概要等を記載した書類（関連教育病院を利用する場合に限る。）
- 十 第一項の申請をした者のうち、薬学に関する学部又は学部の学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの（以下「臨床薬学に関する学部又は学部の学科」という。）を設置する大学を設置しようとする者は、同項の書類に加え、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第三十九条の二に規定する薬学実務実習に必要な施設の概要等を記載した書類（以下「薬学実務実習施設概要書類」という。）を、同項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。
- 十一 第一項の申請をした者のうち、専門職大学若しくは専門職短期大学（以下「専門職大学等」という。）又は専門職学科（大学設置基準第四十二条第一項に規定する専門職学科又は短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第三十五条に規定する専門職学科をいう。以下同じ。）を設ける大学若しくは短期大学を設置しようとする者は、同項の書類に加え、次に掲げる書類（専門職学科を設ける大学又は短期大学にあつては、第六号に掲げる書類を除く。）を、同項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。
  - 一 教育課程連携協議会構成員名簿（別記様式第七号の二）
  - 二 教育課程連携協議会構成員就任承諾書（別記様式第七号の三）
  - 三 臨地実務実習施設の使用承諾書（別記様式第七号の四）
  - 四 臨地実務実習施設の使用承諾書（別記様式第七号の五）
  - 五 連携実務演習等に関する承諾書（別記様式第七号の六）（大学設置基準第四十二条の九第三号ただし書、短期大学設置基準第三十五条の七第一項第三号ただし書若しくは同条第二項第三号ただし書、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第二十九条第一項第三号ただし書又は専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第二十条第六条第一項第三号ただし書若しくは同条第二項第三号ただし書の規定により、卒業の要件として、連携実務演習等（大学設置基準第四十二条の九第三号ただし書、短期大学設置基準第三十五条の七第一項第三号ただし書、専門職大学設置基準第二十九条第一項第三号ただし書又は専門職短期大学設置基準第二十六条第一項第三号ただし書に規定する連携実務演習等をいう。）を修得させる場合に限る。）
  - 六 必要校地面積の減算説明書（別記様式第七号の七）（専門職大学設置基準第四十六条第二項又は専門職短期大学設置基準第四十四条第二項の規定の適用を受ける者に限る。）
  - 七 必要校舎面積の減算説明書（別記様式第七号の八）（大学設置基準第三イ（二）備考第二号、短期大学設置基準別表第二イ備考第五号、専門職大学設置基準別表第二イ備考第五号又は専門職短期大学設置基準別表第二イ備考第五号の規定の適用を受ける者に限る。）
- 十二 第一項の申請をした者のうち、既設の大学、学部等、大学の大学院又は研究科等（以下この項において「既設大学等」という。）を廃止し、その職員組織等を基に大学を設置しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該大学に置く学部等又は研究科等のうち、教育研究上の目的、授与する学位の種類及び分野、教員組織の編成並びに教育課程の編成等が既設大学等と同等であると文部科学大臣が認めるものについては、教員個人調書（別記様式第四号）を提出することを要しない。
- 十三 第一項の申請をした者のうち、既設の高等専門学校又は高等専門学校の学科（以下この項において「既設高等専門学校等」という。）を廃止し、その職員組織等を基に高等専門学校を設置しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該高等専門学校に置く学科のうち、教育上の目的、学科の分野、教員組織の編成及び教育課程の編成等が既設高等専門学校等と同等であると文部科学大臣が認めるものについては、教員個人調書（別記様式第四号）を提出することを要しない。
- 十四 第一項の申請をした者のうち、あわせて通信教育の開設の認可を受けようとする者は、同項の書類に加え、第六条第一項第九号及び第十号に掲げる書類を、第一項に規定する期間内に文部科学大臣に申請するものとする。

（学部等の設置の認可の申請及び届出）

第三条 学部等の設置の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に次に掲げる書類を添えて、当該学部等を開設する年度（以下「学部等開設年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

- 一 基本計画書（別記様式第二号）
- 二 校地校舎等の図面
- 三 学則（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。）
- 四 当該申請についての意思の決定を証する書類
- 五 学部等の設置の趣旨及び学生の確保の見通し等を記載した書類
- 六 教員名簿（別記様式第三号）

置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第三十五条に規定する専門職学科をいう。以下同じ。）を設ける大学若しくは短期大学を設置しようとする者は、同項の書類に加え、次に掲げる書類（専門職学科を設ける大学又は短期大学にあつては、第六号に掲げる書類を除く。）を、同項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。

- 一 教育課程連携協議会構成員名簿（別記様式第七号の二）
- 二 教育課程連携協議会構成員就任承諾書（別記様式第七号の三）
- 三 臨地実務実習施設の使用承諾書（別記様式第七号の四）
- 四 臨地実務実習施設の使用承諾書（別記様式第七号の五）
- 五 連携実務演習等に関する承諾書（別記様式第七号の六）（大学設置基準第四十二条の九第三号ただし書、短期大学設置基準第三十五条の七第一項第三号ただし書若しくは同条第二項第三号ただし書、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第二十九条第一項第三号ただし書又は専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第二十条第六条第一項第三号ただし書若しくは同条第二項第三号ただし書の規定により、卒業の要件として、連携実務演習等（大学設置基準第四十二条の九第三号ただし書、短期大学設置基準第三十五条の七第一項第三号ただし書、専門職大学設置基準第二十九条第一項第三号ただし書又は専門職短期大学設置基準第二十六条第一項第三号ただし書に規定する連携実務演習等をいう。）を修得させる場合に限る。）
- 六 必要校地面積の減算説明書（別記様式第七号の七）（専門職大学設置基準第四十六条第二項又は専門職短期大学設置基準第四十四条第二項の規定の適用を受ける者に限る。）
- 七 必要校舎面積の減算説明書（別記様式第七号の八）（大学設置基準第三イ（二）備考第二号、短期大学設置基準別表第二イ備考第五号、専門職大学設置基準別表第二イ備考第五号又は専門職短期大学設置基準別表第二イ備考第五号の規定の適用を受ける者に限る。）
- 八 第一項の申請をした者のうち、既設の大学、学部等、大学の大学院又は研究科等（以下この項において「既設大学等」という。）を廃止し、その職員組織等を基に大学を設置しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該大学に置く学部等又は研究科等のうち、教育研究上の目的、授与する学位の種類及び分野、教員組織の編成並びに教育課程の編成等が既設大学等と同等であると文部科学大臣が認めるものについては、教員個人調書（別記様式第四号）を提出することを要しない。
- 九 第一項の申請をした者のうち、既設の高等専門学校又は高等専門学校の学科（以下この項において「既設高等専門学校等」という。）を廃止し、その職員組織等を基に高等専門学校を設置しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該高等専門学校に置く学科のうち、教育上の目的、学科の分野、教員組織の編成及び教育課程の編成等が既設高等専門学校等と同等であると文部科学大臣が認めるものについては、教員個人調書（別記様式第四号）を提出することを要しない。
- 十 第一項の申請をした者のうち、あわせて通信教育の開設の認可を受けようとする者は、同項の書類に加え、第六条第一項第九号及び第十号に掲げる書類を、第一項に規定する期間内に文部科学大臣に申請するものとする。

- 七 教員個人調書（別記様式第四号）
- 八 教員就任承諾書（別記様式第五号）
- 2 前項の申請をしようとする者のうち、医学又は歯学に関する学部又は学部の学科を設置しようとする者は、同項の書類に加え、前条第二項に掲げる書類を、前項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。この場合において、前条第二項第三号中「医科大学」とあるのは「医学又は歯学に関する学部又は学部の学科」とする。
- 3 第一項の申請をしようとする者のうち、臨床薬学に関する学部又は学部の学科を設置しようとする者は、同項の書類に加え、薬学実務実習施設概要書類を、第一項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。
- 4 第一項の申請をしようとする者のうち、専門職大学等の学部等又は大学若しくは短期大学の専門職学科を設置しようとする者は、同項の書類に加え、前条第四項に掲げる書類（同項第六号に掲げる書類を除く。第十一項において同じ。）を、第一項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。
- 5 第一項の申請をしようとする者のうち、大学設置基準第五十条第一項、短期大学設置基準第四十三条第一項、専門職大学設置基準第六十二条第一項又は専門職短期大学設置基準第五十九条第一項に規定する国際連携学科を設置しようとする者は、第一項の規定にかかわらず、当該学科を開設する年度の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は当該学科を開設する年度の前年度の八月一日から同月三十一日まで若しくは三月一日から同月三十一日まで又は当該学科を開設する年度の属する年度の八月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。
- 6 第一項の申請をしようとする者のうち、既設の大学又は学部等（以下この項において「既設大学等」という。）を廃止し、その職員組織等を基に学部等を設置しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該学部等のうち、教育研究上の目的、授与する学位の種類及び分野、教員組織の編制並びに教育課程の編成等が既設大学等と同等であると文部科学大臣が認めるものについては、教員個人調書（別記様式第四号）を提出することを要しない。
- 7 第一項の申請をしようとする者のうち、大学の学部を設置しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該学部に掲げる学科のうち、当該大学の授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないものについては、教員個人調書（別記様式第四号）を提出することを要しない。
- 8 第一項の申請をしようとする者のうち、あわせて通信教育の開設の認可を受けようとする者は、同項の書類に加え、第六条第一項第九号及び第十号に掲げる書類を、第一項に規定する期間内に文部科学大臣に申請するものとする。
- 9 学部等の設置の届出を行おうとする者は、届出書（別記様式第一号の二）に第一項に掲げる書類（同項第七号及び第八号に掲げるものを除く。）を添えて、学部等開設年度の前年度の四月一日から十二月三十一日までの間に文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、同項第四号中「申請」とあるのは「届出」とする。
- 10 前項の届出を行おうとする者のうち、臨床薬学に関する学部又は学部の学科を設置しようとする者は、同項の書類に加え、薬学実務実習施設概要書類を、前項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。
- 11 第九項の届出を行おうとする者のうち、大学設置基準第四十一条第一項に規定する学部等連係課程実施基本組織、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第三十条の二第二項に規定する研究科等連係課程実施基本組織及び短期大学設置基準第三条の二第二項に規定する学科連係課程実施学科（以下この項において「学部等連係課程実施基本組織等」という。）を設置しようとする者は、第九項の規定にかかわらず、届出書（別記様式第一号の二）に第一項に掲げる書類（同項第二号、第七号及び第八号に掲げるものを除く。）を添えて、当該学部等連係課程実施基本組織等を開設する日の一年前の日から二月前の日までの間に文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、同項第四号中「申請」とあるのは「届出」とする。
- 12 第九項の届出を行おうとする者のうち、専門職大学等の学部等又は大学若しくは短期大学の専門職学科を設置しようとする者は、同項の書類に加え、前条第四項に掲げる書類を、第九項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。

<p>13 第九項の届出を行おうとする者のうち、あわせて通信教育の開設の届出を行おうとする者は、同項の書類に加え、第六条第一項第九号及び第十号に掲げる書類を、第九項に規定する期間内に文部科学大臣に届け出るものとする。</p> <p>（大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更の認可の申請及び届出）</p> <p><b>第四条</b> 前条第一項、第五項から第九項まで及び第十三項の規定は、大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更の認可の申請及び届出について準用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げる規定中同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<table border="1"> <tr> <td>第一欄</td> <td>第二欄</td> <td>第三欄</td> </tr> <tr> <td>第三条第一項</td> <td>学部等の設置</td> <td>大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更</td> </tr> <tr> <td>第三条第五項</td> <td>学部等開設年度</td> <td>大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更</td> </tr> <tr> <td>第三条第六項</td> <td>大学又は学部等</td> <td>専攻を設置又は当該専攻に係る課程を変更</td> </tr> <tr> <td>第三条第七項</td> <td>学部等を</td> <td>大学又は大学の大学院若しくは研究科等を</td> </tr> <tr> <td>第三条第九項</td> <td>学部等開設年度</td> <td>大学の大学院又は研究科等の</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大学の学部</td> <td>大学の大学院の研究科</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学部等開設年度</td> <td>大学の大学院の研究科の専攻</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学部等開設年度</td> <td>大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学部等開設年度</td> <td>大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更</td> </tr> </table>	第一欄	第二欄	第三欄	第三条第一項	学部等の設置	大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更	第三条第五項	学部等開設年度	大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更	第三条第六項	大学又は学部等	専攻を設置又は当該専攻に係る課程を変更	第三条第七項	学部等を	大学又は大学の大学院若しくは研究科等を	第三条第九項	学部等開設年度	大学の大学院又は研究科等の		大学の学部	大学の大学院の研究科		学部等開設年度	大学の大学院の研究科の専攻		学部等開設年度	大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更		学部等開設年度	大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更
第一欄	第二欄	第三欄																													
第三条第一項	学部等の設置	大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更																													
第三条第五項	学部等開設年度	大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更																													
第三条第六項	大学又は学部等	専攻を設置又は当該専攻に係る課程を変更																													
第三条第七項	学部等を	大学又は大学の大学院若しくは研究科等を																													
第三条第九項	学部等開設年度	大学の大学院又は研究科等の																													
	大学の学部	大学の大学院の研究科																													
	学部等開設年度	大学の大学院の研究科の専攻																													
	学部等開設年度	大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更																													
	学部等開設年度	大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更																													

2 前項の申請をしようとし、又は届出を行おうとする者のうち、専門職大学院に係る研究科等を設置しようとし、又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更であつて専門職大学院の課程を設けようとする者は、同項において準用する前条第一項、第五項から第九項まで及び第十三項の規定により提出する書類に加え、第二条第四項第一号及び第二号に掲げる書類を、前条第一項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。

**第四条の二** 専門職大学の課程の設置及び変更の認可及び届出

（専門職大学の課程の設置及び変更の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に次に掲げる書類を添えて、当該専門職大学の課程を開設し、又は変更する年度（第十条第一項において「専門職大学の課程開設年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。）

- 一 基本計画書（別記様式第二号）
- 二 学則（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。）
- 三 当該申請についての意思の決定を証する書類

- 四 前期課程及び後期課程の設置の趣旨等を記載した書類
  - 五 教員名簿（別記様式第三号）
  - 2 専門職大学の課程の変更の届出を行うおととする者は、届出書（別記様式第一号の二）に前項に掲げる書類を添えて、当該課程を変更する年度の前年度の四月一日から十二月三十一日までの間に文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、同項第三号中「申請」とあるのは「届出」とする。
- （高等専門学校）の設置の認可の申請及び届出
- 第五条** 第三項、第六項及び第九項の規定は、高等専門学校の学科の設置の認可の申請及び届出について準用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げる規定中同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄
第三項第一項	学部等の 学部等を	高等専門学校の学科の 高等専門学校の学科を
第三項第六項	学部等開設年度 大学又は学部等 既設大学等	学科開設年度 高等専門学校又は高等専門学校の学科 既設高等専門学校等
第三項第九項	学部等開設年度 学部等開設年度	高等専門学校の学科の 高等専門学校の学科の

（大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の認可の申請及び届出）

**第六条** 大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の認可を受けようとする者（第二項第七項及び第三項第八項に規定するものを除く。）は、認可申請書（別記様式第一号の一）に次に掲げる書類を添えて、当該通信教育を開設する年度（以下「通信教育開設年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

- 一 基本計画書（別記様式第二号）
- 二 校地校舎等の図面
- 三 学則（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。）
- 四 当該申請についての意思の決定を証する書類
- 五 大学における通信教育の開設の趣旨及び学生の確保の見通し等を記載した書類
- 六 教員名簿（別記様式第三号）
- 七 教員個人調書（別記様式第四号）
- 八 教員就任承諾書（別記様式第五号）
- 九 通信教育実施方法説明書（別記様式第八号）
- 十 通信教育に係る規程

2 大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の届出を行うおととする者は、届出書（別記様式第一号の二）に前項に掲げる書類（同項第七号及び第八号に掲げるものを除く。）を添えて、通信教育開設年度の前年度の四月一日から十二月三十一日までの間に文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、同項第四号中「申請」とあるのは「届出」とする。

（私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可の申請及び届出）

**第七条** 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科の収容定員（通信教育に係るものを除く。）に係る学則の変更の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号

の二）に次に掲げる書類を添えて、当該学則を変更する年度（以下「学則変更年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は前年度の六月一日から同月三十日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

- 一 基本計画書（別記様式第二号）
- 二 校地校舎等の図面
- 三 学則（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。）
- 四 当該申請についての意思の決定を証する書類
- 五 学則の変更の趣旨及び学生の確保の見通し等を記載した書類
- 六 教員名簿（別記様式第三号）

2 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科の通信教育に係る収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に前項並びに第六項第一項第九号及び第十号に掲げる書類を添えて、前項に規定する期間内に文部科学大臣に申請するものとする。

3 私立の高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に第一項に掲げる書類を添えて、同項に規定する期間内に文部科学大臣に申請するものとする。

4 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科の収容定員（通信教育に係るものを除く。）に係る学則の変更の届出を行うおととする者は、届出書（別記様式第一号の二）に第一項に掲げる書類を添えて、学則変更年度の前年度の四月一日から十二月三十一日までの間に文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、同項第四号中「申請」とあるのは「届出」とする。

5 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科の通信教育に係る収容定員に係る学則の変更の届出を行うおととする者は、届出書（別記様式第一号の二）に第一項並びに第六項第一項第九号及び第十号に掲げる書類を添えて、前項に規定する期間内に文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、第一項第四号中「申請」とあるのは「届出」とする。

6 私立の高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の届出を行うおととする者は、届出書（別記様式第一号の二）に第一項に掲げる書類を添えて、第四項に規定する期間内に文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、第一項第四号中「申請」とあるのは「届出」とする。

7 前三項の規定にかかわらず、同一の大学の学部若しくは大学院の研究科若しくは短期大学の学科又は高等専門学校の学科についての前三項の届出と第三項第九項、第四項第一項、第四項の二第二項、第五項又は第六項第二項の届出とを同一の日に行う場合は、前三項の届出書（別記様式第一号の二）及び前三項の規定により添付する書類を提出することを要しない。

**第八条** 大学の設置者の変更の認可の申請

（大学の設置者の変更の認可の申請）

- 一 基本計画書（別記様式第二号）
- 二 校地校舎等の図面
- 三 学則（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。）
- 四 当該申請についての意思の決定を証する書類
- 五 変更の事由及び時期を記載した書類
- 六 教員名簿（別記様式第三号）

（大学の廃止の認可の申請及び届出）

**第九条** 大学の廃止の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に次に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。

- 一 基本計画書（別記様式第二号）
- 二 当該申請についての意思の決定を証する書類
- 三 廃止の事由及び時期並びに学生の処置方法を記載した書類

2 大学等の廃止の届出を行おうとする者は、届出書（別記様式第一号の二）及び学則（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。）に前項に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、同項第二号中「申請」とあるのは「届出」とする。（認可の手続）

第十条 文部科学大臣は、第二条第一項及び第七項、第三条第一項（第四条及び第五条において準用する場合を含む。）及び第八項（第四条において準用する場合を含む。）、第四条の二第一項、第六条第一項並びに第七条第一項から第三項までの申請があつた場合には、開設年度、学部等開設年度、研究科等開設年度、専門職大学の課程開設年度、学科開設年度、通信教育開設年度又は学則変更年度の前年度の三月三十一日まで当該申請に係る認可をすることがどうかを決定し、当該申請をした者に対しその旨を速やかに通知するものとする。

2 第三条第五項（第四条において準用する場合を含む。）の申請があつた場合には、当該申請のあつた月の翌月から起算して六月以内に当該申請に係る認可をすることがどうかを決定し、当該申請をした者に対しその旨を速やかに通知するものとする。（法第四条第三項の命令の期限）

第十一条 文部科学大臣は、法第四条第二項の届出（次条、第十三条及び第十四条において単に「届出」という。）をした者に対し、法第四条第三項の規定による命令を行う場合には、当該届出があつた日から起算して六十日以内にこれを行わなければならない。ただし、当該届出と関連を有する認可の申請が行われている場合においては、この限りでない。（認可等の公表）

第十二条 文部科学大臣は、法第四条第一項の認可（次条及び第十四条において単に「認可」という。）をした場合又は届出があつた場合には、速やかに、その旨、名称、位置、当該認可の申請又は届出の際に提出された基本計画書（別記様式第二号）、校地校舎等の図面、学則、大学の設置等の趣旨及び学生の確保の見通し等（大学等の設置者の変更にあつては、変更の事由及び時期）を記載した書類及び教員名簿（別記様式第三号、年齢及び月額基本給を除く。）並びに次に規定する事項その他必要な事項（大学等の廃止の認可をした場合又は届出があつた場合にあつては、その旨、名称、位置及び次条に規定する事項その他必要な事項）をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。（留意事項）

第十三条 文部科学大臣は、認可を受けた者又は届出を行った者が当該認可又は届出に係る大学の設置等に関する計画（次条において「設置計画」という。）を履行するに当たつて留意すべき事項（次条において「留意事項」という。）があると認めるときは、当該者に対し、当該事項の内容を通知するものとする。（履行状況についての報告等）

第十四条 文部科学大臣は、設置計画及び留意事項の履行の状況を確認するため必要があると認めるときは、認可を受けた者又は届出を行った者に対し、その設置計画及び留意事項の履行の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。（認可申請書等）

第十五条 この省令の規定による認可申請書（別記様式第一号の一）その他の書類（次項において「認可申請書等」という。）については、別表のとおりとする。

2 文部科学大臣は、必要があると認めるときは、認可申請書等以外の書類の提出を求め、又は認可申請書等の一部の提出を免除することができる。

#### 附則

1 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

2 大学の設置等の認可の申請手続等に関する規則（平成三年文部省令第四十六号）は、廃止する。

3 令和六年度に令和十一年度までの期間を付して私立の大学の学部の収容定員（医学に関する学部の学科に係るものに限る。）を増加する学則の変更の認可を受けようとする場合における第七

条第一項の規定の適用については、同項中「当該学則を変更する年度（以下「学則変更年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は前年度の六月一日から同月三十日まで」とあるのは、「文部科学大臣が定める期間内」とする。

4 令和六年度に令和十一年度までの期間を付して私立の大学の学部の収容定員（医学に関する学部の学科に係るものに限る。）を七百二十人を超えて増加する学則の変更の認可を受けようとする者は、第七条第一項各号に掲げる書類に加え、基幹教員の氏名等を記載した書類（附則別記様式）を添えて文部科学大臣に申請するものとする。附則別記様式



別記様式第1号の1

(用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

## 〇〇大学設置認可申請書

年 月 日

文部科学大臣 殿

申請者の職名及び氏名

このたび、〇〇大学を設置したいので、学校教育法第4条第1項の規定により認可されるよう、別紙書類を添えて申請します。なお、認可の上は、確実に申請に係る計画を履行します。

(注)

- 「〇〇大学設置」及び「〇〇大学を設置」の部分については、認可の申請の内容に応じ、適切に表記を変更すること。
- 設置者の変更の認可を受けようとする場合には、「申請者の職名及び氏名」の欄は、当該変更に係る地方公共団体、公立大学法人又は学校法人の議名とすること。
- 「学校教育法第4条第1項」の部分については、申請の内容に応じ、「学校教育法第4条第1項及び学校教育法施行令第23条第1項」とすること。

## 附 則 (令和三年一月一五日文部科学省令第二号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

## 附 則 (令和三年九月一日文部科学省令第四二号)

この省令は、公布の日から施行する。

## 附 則 (令和四年七月二九日文部科学省令第二五号)

この省令は、令和四年八月一日から施行する。

## 附 則 (令和四年八月三日文部科学省令第二六号)

この省令は、公布の日から施行する。

## 附 則 (令和四年九月三〇日文部科学省令第三三三号)

(施行期日)

1 この省令は、令和四年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 大学設置基準等の一部を改正する省令(令和四年文部科学省令第三十四号)附則第二条及び第三条の規定によりなお従前の例により認可の申請又は届出を行う場合は、改正前の様式を使用するものとする。

## 附 則 (令和五年九月一日文部科学省令第二九号)

この省令は、公布の日から施行する。

別記様式第1号の1

## 別記様式第1号の2

別記様式第1号の2 (令3文科令2・全改)

(用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

〇〇大学〇〇学部設置届出書

年 月 日

文部科学大臣 殿

届出者の職名及び氏名

このたび、〇〇大学〇〇学部を設置することについて、学校教育法第4条第2項の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。なお、届出の上は、確実に届出に係る計画を履行します。

(注)

- 「〇〇大学〇〇学部設置」及び「〇〇大学〇〇学部を設置」の部分については、届出の内容に応じ、適切に表記を変更すること。
- 「学校教育法第4条第2項」の部分については、届出の内容に応じ、「学校教育法第4条第2項及び学校教育法施行令第23条の2第1項」とすること。





校	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校の専任	計	
等	校舎敷地	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	その他	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
校	舎	計	計	共用する他の 学校の専任	計	
	命	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
講義室等・新設研究科等 の専任教員研究室	講義室	実験・実習室	演習室	新設研究科等 の専任教員研究室		
国	新設研究科等の名称 (うち外国語)	原書	電子図書	学術雑誌	雑誌・書籍	課本
		(うち外国語)	(うち外国語)	(うち外国語)	(うち外国語)	(うち外国語)
設	計	( )	( )	( )	( )	( )
		( )	( )	( )	( )	( )
区 分	新設研究科等の名称 (うち外国語)	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次
		平均	平均	平均	平均	平均
教	員1人当り研究費等	平均	平均	平均	平均	平均
		千円	千円	千円	千円	千円
高	等専門学校の 見直し及び 維持費	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次
		平均	平均	平均	平均	平均
等	専任教員	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次
		平均	平均	平均	平均	平均
大	学 部 の 名 称	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次
		平均	平均	平均	平均	平均
学	部 等 の 名 称	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次
		平均	平均	平均	平均	平均
部	等 の 名 称	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次
		平均	平均	平均	平均	平均
等	の 名 称	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次
		平均	平均	平均	平均	平均
の	概 要	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次
		平均	平均	平均	平均	平均
大	学 部 の 名 称	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次
		平均	平均	平均	平均	平均
学	部 等 の 名 称	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次
		平均	平均	平均	平均	平均
部	等 の 名 称	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次
		平均	平均	平均	平均	平均
の	概 要	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次
		平均	平均	平均	平均	平均

- (注) 1. 当該専修課程の設けの申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設研究科等の目的」、「新設研究科等の概要」、「教育課程」及び「施設等」の欄に記入する。詳細を付すこと。
2. 「施設等」については、再評価情報に添付書類を添付し提出すること。
3. 記入した申請書の資料と提出書類とが異なる場合は、「教育課程」、「講義室等・新設研究科等の専任教員研究室」及び「図書・設備」の欄に記入する。詳細を付すこと。
4. 大学等設置の目的及び維持費等は記入する場合は、「教育課程」、「図書・設備」、「施設」、「講義室等・新設研究科等の専任教員研究室」及び「図書・設備」及び「経費の見直し及び維持費の概要」の欄に記入する。詳細を付すこと。
5. 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、単位も付すこと。
6. 学費は、「1」又は「2」に記入すること。

別記様式第2号(その1の3)

別記様式第2号(その1の3) (用紙 日本産業規格A4縦型)

基本計画書

基 本 計 画 書												
専 業 区 分	記 入 欄											
計 画 区 分												
下 等 学 校												
高 等 専 門 学 校 の 名 称												
高 等 専 門 学 校 の 目 的												
新 設 学 科 の 目 的												
新 設 学 科 の 概 要	新 設 学 科 の 名 称	修 業 年 数	入 学 年 次	修 業 年 次	修 業 年 次	学 科 の 分 類	施設の種類	所在地				
	計											
同 一 学 科 内 に 於 け る 変 更 等 の 詳 細 (本 校 の 変 更 等)												
教 育 課 程	新 設 学 科 の 名 称	開設する授業科目の総数						学 級 数	専 任 教 員 数	備 考		
		講 義	演 習	実 験・実 習	計	計	備 考					
新	学 科 の 名 称	必要科目						計	備 考	備考欄(100文字以内)		
		教 育	学 校	通 用	特 許	計	備 考					
設	学 科 の 名 称	必要科目						計	備 考	備考欄(100文字以内)		
		教 育	学 校	通 用	特 許	計	備 考					
分	学 科 の 名 称	必要科目						計	備 考	備考欄(100文字以内)		
		教 育	学 校	通 用	特 許	計	備 考					



別記様式第2号(その1の4)

(用紙 日本産業規格A4横型)

基本計画書(共同学科)

Table with columns for '事項' (Items) and '記入欄' (Entry Area). Rows include '計画の区分' (Plan Division), '構成大学の設置者' (Institution), '共同学科の名称' (Name), '共同学科の目的' (Purpose), '教育課程' (Curriculum), '職員' (Staff), and '計' (Total). It contains a detailed grid for course planning and staffing.

Table with columns for '校地' (Campus), '図書・設備' (Library/Equipment), and '学費' (Tuition). It includes a detailed grid for financial planning, showing costs for various categories over multiple years.

既設学部等の状況	大学等の名称	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	取容定員	学位又は称号	開設年度	所在地
			年	人	人	人			
校舎	専用		共用	共用する他の学校等の専用		計			
	(㎡)		(㎡)	(㎡)		(㎡)			

  

既設学部等の状況	大学等の名称	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	取容定員	学位又は称号	開設年度	所在地
			年	人	人	人			
校舎	専用		共用	共用する他の学校等の専用		計			
	(㎡)		(㎡)	(㎡)		(㎡)			

  

既設学部等の状況	大学等の名称	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	取容定員	学位又は称号	開設年度	所在地
			年	人	人	人			
校舎	専用		共用	共用する他の学校等の専用		計			
	(㎡)		(㎡)	(㎡)		(㎡)			

- (注)
- 1 共同学科を設置する場合、別記様式第2号(その1の1)に加え、この書類を作成すること。
  - 2 「新設分」及び「既設分」の備考の「大学設置基準別表第一」については、専門職大学については「短期大学については「短期大学設置基準別表第一」、専門職短期大学については「専門職短期大学設置基準別表第一」にそれぞれ読み替えて記載すること。
  - 3 私立の大学の学位又は短期大学の学科の取容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室」、「教員研究」、「図書・設備」の欄に記載せず、斜線を引くこと。
  - 4 大学の学位又は短期大学の学科の申請を行おうとする場合は、「教育課程」、「校舎等」、「教員研究」、「図書・設備」、「経費の見積り及び維持方法の概要」及び「校舎」の欄に記載せず、斜線を引くこと。
  - 5 「教育課程」の欄の「実務・実習」には、空欄も含むこと。
  - 6 空欄には、「-」又は「該当なし」と記入すること。

別記様式第2号(その1の5)

(用紙 日本産業規格A4横型)

基本計画書(共同教育課程)

事項	記入欄																				
計画の区分																					
構成大学の設置者																					
構成大学の名称																					
構成大学の本部の位置																					
共同教育課程の名称																					
共同教育課程の目的																					
共同教育課程の概要	入学定員	編入学定員	取容定員	入学定員	編入学定員	取容定員	入学定員	編入学定員	取容定員	修業年限	入学定員	編入学定員	取容定員	合計							
学位																					
学位の分期																					
開設時期及び開設年次																					
教育課程	講義	演習	実務・実習	計	講義	演習	実務・実習	計	講義	演習	実務・実習	計	講義	演習	実務・実習	計					
(各構成大学が開設する授業科目数)	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目		
専任教員	教授	准教授	講師	助教	計	教授	准教授	講師	助教	計	教授	准教授	講師	助教	計	教授	准教授	講師	助教	計	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
研究指導教員等	教授	准教授	講師	助教	計	教授	准教授	講師	助教	計	教授	准教授	講師	助教	計	教授	准教授	講師	助教	計	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
その他の教員	教授	准教授	講師	助教	計	教授	准教授	講師	助教	計	教授	准教授	講師	助教	計	教授	准教授	講師	助教	計	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
職種	専任	非常勤	その他	計	専任	非常勤	その他	計	専任	非常勤	その他	計									
事務職員	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人								
技術職員	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人								
図書館職員	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人								
その他の職員	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人								
指導補助者	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人								
計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人								

別記様式第2号(その1の5)



別記様式第2号(その2の1) (用紙:日本産業規格A4縦型)

Table with columns for subject name, credits, subject type, and teacher assignment. Includes a detailed table for course details and a section for graduation requirements and methods.

- List of notes (注) explaining the table structure, credit calculation, and subject classification rules.

別記様式第2号(その2の2) (用紙:日本産業規格A4縦型)

Table for 'Education Course Summary (Common Course)' with columns for subject name, credits, subject type, and teacher assignment. Includes a detailed table for course details and a section for graduation requirements and methods.

- List of notes (注) explaining the table structure, credit calculation, and subject classification rules.

別記様式第2号(その2の3)

(用紙 日本産業規格A4横型)

教育課程等の概要(国際連携学科等)																							
(〇〇学部 国際連携〇〇学科)																							
科目区分	授業科目の名称	共同開設科目	配当年次	主要授業科目	開設大学	単位数		授業形態		基幹教員等の配属													
						必修	選択	必	選	申請大学			連携外国大学										
										専任教授	准教授	講師	助教	助手	小計	専任講師	准教授	講師	助教	助手	小計	合計	
○	小計(科目)		-	-																			
△	小計(科目)		-	-																			
□	小計(科目)		-	-																			
△	小計(科目)		-	-																			
合計(科目)			-	-																			
学位		卒業・修了要件及び履修方法				学位の分野		開設大学等		備置単位数(必修)		1学年の学期区分		1学期の授業期間			1時間の授業の標準時間		授業期間等		期	週	分

(注)

- 国際連携学科等を設置する場合は、別記様式第2号(その2の1)に代えて、この書類を作成すること。加えて、国際連携学科等を設置する大学、国内連携大学及び連携外国大学別にこの書類を作成すること。共同開設科目については、当該科目の単位数を修得した場合に、単位を修得したとする大学の書類に含めること。
- 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科に係る学則の要約の認可を受けようとする場合若しくは届出を行うようとする場合は、この書類を作成する必要がある。
- 開設する授業科目の欄は、授業科目が主要授業科目に該当する場合、欄に「○」を記入すること。
- 「主要授業科目」の欄は、授業科目が主要授業科目に該当する場合、欄に「○」を記入すること。
- 「単位数」の欄は、各授業科目について、「必修」、「選択」、「自由」のうち、該当する履修区分に単位数を記入すること。
- 「授業形態」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 「授業形態」の欄は、各授業科目について、該当する授業形態の欄に「○」を記入すること。ただし、専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目のうち、臨地実務実習については「実験・実習」の欄に「臨」の文字を、遠隔実務実習等については「実習」又は「実験・実習」の欄に「遠」の文字を記入すること。
- 「基幹教員等の配属」の欄は、大学院の研究科若しくは研究科の専攻の場合は、「専任教員等」と読み替えること。
- 課程を前期課程及び後期課程に区分する専門職大学若しくは専門職大学の学部等を設置する場合は前期課程及び後期課程に区分する専門職大学の課程を設置し、若しくは変更する場合は、次により記入すること。
  - 各科目区分における「小計」の欄及び「合計」の欄には、当該専門職大学の全課程に係る科目数、「単位数」及び「基幹教員等の配属」に加え、前期課程に係る科目数、「単位数」及び「基幹教員等の配属」を併記すること。
  - 「学位」の欄には、当該専門職大学を卒業した者に授与する学位に加え、当該専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位を併記すること。
  - 「卒業・修了要件及び履修方法」の欄には、当該専門職大学の卒業要件及び履修方法に加え、前期課程の修了要件及び履修方法を併記すること。

別記様式第2号(その2の4)

(用紙 日本産業規格A4横型)

専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学における実験、実習又は実技による授業科目並びにこれに代替する演習による授業科目一覧																							
(〇〇学部〇〇学科等)																							
科目区分	授業科目の名称	共同開設科目	配当年次	主要授業科目	開設大学	単位数		授業形態		基幹教員等の配属													
						必修	選択	必	選	申請大学			連携外国大学										
										専任教授	准教授	講師	助教	助手	小計	専任講師	准教授	講師	助教	助手	小計	合計	
○	小計(科目)		-	-																			
△	小計(科目)		-	-																			
□	小計(科目)		-	-																			
△	小計(科目)		-	-																			
合計(科目)			-	-																			

(注)

- 専門職大学等、専門職大学の学部等、専門職学科を設ける大学若しくは短期大学、専門職学科を設ける大学又は専門職大学の課程を設置し、若しくは変更する場合、当該課程等を含む「その2の3」(その2の4)及び「その2の5」に記載すること。この書類を提出すること。
- 「主要授業科目」の欄は、授業科目が主要授業科目に該当する場合、欄に「○」を記入すること。
- 「単位数」の欄は、各授業科目について、「必修」、「選択」、「自由」のうち、該当する履修区分に単位数を記入すること。
- 「授業形態」の欄は、「実験・実習」又は「実技」の欄に「○」を記入すること。ただし、臨地実務実習等に係る授業科目については「臨」の記号も、遠隔実務実習等に係る授業科目については「遠」の記号も併記すること。
- 「学位」の欄の「うち卒業・修了に必要な実習等単位数」には、実験、実習又は実技による授業科目の単位数を、「うち実習・修了に必要な臨地実務実習等単位数」には臨地実務実習等による授業科目の単位数を、「うち実習・修了に必要な遠隔実務実習等単位数」には遠隔実務実習等による授業科目の単位数を、「うち実習・修了に必要な演習代替履修単位数」には演習代替履修等による授業科目の単位数を、「うち実習・修了に必要な履修実務実習等単位数」には履修実務実習等による授業科目の単位数を記入すること。
- 「卒業・修了に必要な単位数の合計」欄には、前期課程、後期課程及び演習代替履修等による授業科目の単位数を併記すること。
- 「卒業・修了に必要な実習等又は演習単位数」欄には、前期課程、後期課程及び演習代替履修等による授業科目の単位数を併記すること。
- 課程を前期課程及び後期課程に区分する専門職大学若しくは専門職大学の学部等を設置し、若しくは変更する場合は、前期課程及び後期課程に区分する専門職大学の課程を設置し、若しくは変更する場合は、次により記入すること。
  - 各科目区分における「小計」の欄及び「合計」の欄には、当該専門職大学の全課程に係る科目数、「単位数」及び「基幹教員等の配属」に加え、前期課程に係る科目数、「単位数」及び「基幹教員等の配属」を併記すること。
  - 「学位」の欄には、当該専門職大学を卒業した者に授与する学位に加え、当該専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位を併記すること。
  - 「卒業・修了要件及び履修方法」の欄には、当該専門職大学の卒業要件及び履修方法に加え、前期課程の修了要件及び履修方法を併記すること。

別記様式第2号(その3の1) (用紙: 日本産業規格A4縦型)

授業科目の概要				
(〇〇学部〇〇学科等)				
科目区分	授業科目の名称	所属授業科目	講義等の内容	備考

(注)  
 1 履修する授業科目の数に比し、講義等の数を併せて記入すること。  
 2 専門職大学等又は専門職大学を設ける大学若しくは短期大学の授業科目であって同時に授業を行う学生数が40人を超えるものについては、その履修が当該年度に於ける学生数を「備考」の欄に記入すること。  
 3 私学の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学部若しくは高等専門学校(仮称)に於ける学部の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行うとする場合、大学の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学の設置者の議決の認可を受けようとする場合若しくは届出を行うとする場合は、この書類を作成する必要がある。  
 4 「主要授業科目」の欄は、授業科目が主要授業科目に該当する場合、欄に「○」を記入すること。なお、高等専門学校を設ける場合は、「主要授業科目」の欄に記入せず、備考に示すこと。  
 5 高等専門学校を設ける場合は、高等専門学校設置基準(第14条)の規定により設置することのできる授業科目については、備考欄に「※」を記入すること。

別記様式第2号(その3の2) (用紙: 日本産業規格A4縦型)

授業科目の概要(共同学科等)					
(共同〇〇学部〇〇学科等)					
科目区分	開設大学	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考

(注)  
 1 共同学科等を設置する場合は、別記様式第2号(その3の1)に代えて、この書類を作成すること。  
 2 共同学科等を設置する場合は、この書類に加え、別記様式第2号(その3の1)の欄により、構成大学のものを作成すること。  
 3 開設する授業科目の数に比し、講義等の数を併せて記入すること。  
 4 専門職大学等又は専門職大学を設ける大学若しくは短期大学の授業科目であって同時に授業を行う学生数が40人を超えることを想定するものについては、その履修が当該年度に於ける学生数を「備考」の欄に記入すること。  
 5 私学の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学部(仮称)に於ける学部の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行うとする場合、大学の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学の設置者の議決の認可を受けようとする場合若しくは届出を行うとする場合は、この書類を作成する必要がある。  
 6 「主要授業科目」の欄は、授業科目が主要の授業科目に該当する場合、欄に「○」を記入すること。

別記様式第2号(その3の3)

(用紙 日本産業規格A4縦型)

投 業 科 目 の 概 要 ( 国 際 連 携 学 科 等 )					
(○○学部 国際連携○○学科)					
科目 区分	開校大学	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考

[注]  
 1 国際連携学科等を設置する場合は、別記様式第2号(その3の1)に代えて、この書類を作成すること。加えて、国際連携学科等を設置する大学、国際連携大学及び連携外国大学間の協議を記載すること。当該国際科目については、当該科目の単位を修得した場合、単位を修得したとする大学の専修に含めること。  
 2 開設する授業科目の他に、選言科目等を併せて記入すること。  
 3 専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目であって開校に授業を行う学生数が40人を超えることを想定するものについては、その内容及び当該想定する学生数を「備考」の欄に記入すること。  
 4 取組の大学の学費若しくは大学院の学費若しくは短期大学の学費は協定書等の開校の認可を受けようとする場合若しくは開校を行おうとする場合、大学の設置者の変更の認可を受けようとする場合は大学の廃止の認可を受けようとする場合若しくは開校を行おうとする場合は、この書類を作成する必要がある。  
 5 「主要授業科目」の欄は、授業科目が主要な授業科目に該当する場合、「○」を記入すること。

別記様式第3号(その1)

(用紙 日本産業規格A4横型)

教 員 名 簿

学 長 又 は 校 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)

別記様式第3号(その2の1)

(用紙 日本産業規格A4横型)

教 員 の 氏 名 等																		
(〇〇学部〇〇学科等)																		
調査 番号	教員 区分	職位	フリガナ 氏名 <敬任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目 の名称	主 要 授 業 科 目	配 年	当 次	担 任 年 間	間 数	現 職 (就任年月)	教育課程の編成等の意思決定に係る会議等への参画状況			申請に係る大学等の職務に 従事する 相当り平均日数	申請に係る学部等以外 の組織(他の大学等に 置かれる学部等を含む) での勤務状況に しての勤務状況
														教授会	教務委員会	その他		

(注)

- 1 教員の数に応じ、適宜枠を増やして記入すること。
- 2 私立の大学の学部又は短期大学の学科の取組定員に係る学割の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行うとする場合は大学の設置者の変更の認可を受けようとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 3 「主要授業科目」の欄は、授業科目が主要授業科目に該当する場合、欄に「○」を記入すること。
- 4 「教育課程の編成等の意思決定に係る会議等への参画状況」の欄は、教育課程の編成等についての意思決定を行う会議等で所属する定員の会議体がある場合、欄に「○」を記入すること。
- 5 申請に係る大学等の職務に従事する相当りの平均日数：及び「申請に係る学部等以外の組織(他の大学等に置かれる学部等を含む)での勤務状況」としての勤務状況のみ記載すること。
- 6 「申請に係る学部等以外の組織(他の大学等に置かれる学部等を含む)での勤務状況」の欄は、申請に係る学部等以外の組織(他の大学等に置かれる学部等を含む)で専任教員として勤務している場合、その大学及び学部等の名称及びそれらの学部等での教員区分を記載すること。

別記様式第3号(その2の2)

(用紙 日本産業規格A4横型)

教 員 の 氏 名 等														
(〇〇研究科〇〇専攻等)														
調査 番号	教員 区分	職位	フリガナ 氏名 <敬任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目 の名称	配 年	当 次	担 任 年 間	間 数	現 職 (就任年月)	申請に係る研 究科等の職務 に従事する 相当り平均 日数	

(注)

- 1 教員の数に応じ、適宜枠を増やして記入すること。
- 2 私立の大学の大学院の研究科の取組定員に係る学割の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行うとする場合は大学の設置者の変更の認可を受けようとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 3 「申請に係る研究科等に従事する相当りの平均日数」の欄は、専任教員のみ記載すること。

別記様式第3号(その2の3)

(用紙 日本産業規格A4横型)

教 員 の 氏 名 等																
(〇〇学科)																
調書 番号	教員 区分	氏名 フリガナ 姓(字)名(姓)月年	年齢	保有 学位等	月給 基本給 (千円)	担当授業 科目の名称	授業 科目 区分	配 年 次	担 当 単 位 数	年 間 講 義 単 位 数	履 歴 (就任年 月)	教育課程の編成等の意思決定に係る会議等への参画状況			申請に係る高等専門学校に従事する週当たりの平均日数	申請に係る高等専 門学校以 外の組織 での 基幹教員として の勤務状況
												教員会議	教務委員会	その他		

(注)  
 1 教員の数に応じ、適宜枠を増やして記入すること。  
 2 専任の高等専門学校の専任教員に係る学部の変更の認可を受けようとする場合は、この書類を作成する必要はない。  
 3 「授業科目区分」は、高等専門学校設置基準第16条に定める「一般科目」、「専門科目」いずれかを記入すること。  
 4 「教育課程の編成等の意思決定に係る会議等への参画状況」の欄は、教育課程の編成等についての意思決定を行う会議体で所属する会議体がある場合、欄に「○」を記入すること。  
 5 「申請に係る高等専門学校に従事する週当たりの平均日数」及び「申請に係る高等専門学校以外の組織での基幹教員としての勤務状況」の欄は、基幹教員のみ記載すること。  
 6 「申請に係る高等専門学校以外の組織での基幹教員としての勤務状況」の欄は、申請に係る高等専門学校以外の組織で基幹教員として勤務している場合、その高等専門学校の名称及びそれらの高等専門学校等での教員区分を記載すること。

別記様式第3号(その2の4)

(用紙 日本産業規格A4横型)

教 員 の 氏 名 等																	
(共同〇〇学部〇〇学科等)																	
調書 番号	教員 区分	所属大学	フリガナ 氏名 姓(字)名(姓)月年	年齢	保有 学位等	月給 基本給 (千円)	主要授業科目	担当授業 科目の名称	配 年 次	担 当 単 位 数	年 間 講 義 単 位 数	履 歴 (就任年 月)	教育課程の編成等の意思決定に係る会議等への参画状況			申請に係る大学の 職 務 等 従 事 する 週 当 た り 平 均 日 数	申請に係る学部等 以外の組織(他の大学 等に置かれる学部等 を含む)での基幹教 員としての勤務状況
													教員会議	教務委員会	その他		

(注)  
 1 共同学部に設置する場合は、別記様式第3号(その2の1)に代えて、この書類を作成すること。  
 2 共同学部に設置する場合は、この書類に別記様式第3号(その2の1)の欄により、構成大学のものを作成すること。  
 3 教員の数に応じ、適宜枠を増やして記入すること。  
 4 所属の大学の学部又は短期大学の専任の専任教員に係る学部の変更の認可を受けようとする場合は、この書類を作成する必要はない。  
 5 「主要授業科目」の欄は、授業科目を主要授業科目に該当する場合は、欄に「○」を記入すること。  
 6 「教育課程の編成等の意思決定に係る会議等への参画状況」の欄は、教育課程の編成等についての意思決定を行う会議体で所属する会議体がある場合、欄に「○」を記入すること。  
 7 「申請に係る大学の職務等従事する週当たりの平均日数」及び「申請に係る学部等以外の組織(他の大学等に置かれる学部等を含む)での基幹教員としての勤務状況」の欄は、基幹教員のみ記載すること。  
 8 「申請に係る学部等以外の組織(他の大学等に置かれる学部等を含む)での基幹教員としての勤務状況」の欄は、申請に係る学部等以外の組織(他の大学等に置かれる学部等を含む)で基幹教員として勤務している場合、その大学及び学部等の名称及びそれらの学部等での教員区分を記載すること。

別記様式第3号(その2の5)

(用紙 日本産業規格A4横型)

教 員 の 氏 名 等													
(共同〇〇研究科〇〇専攻等)													
課 番 号	教 員 区 分	所属大学	職 位	フナオ 氏名 <就任(予定)年月>	年 齢	最 高 学 位 等	月 額 基 本 給 (千円)	担 当 授 業 科 目 の 名 称	配 任 地 区	担 当 単 位 数	年 間 開 講 数	履 歴 (就任年月)	申請に係る研究科等の職務に専事する 週当たり平均日数

(注)  
 1 共同教育課程を設置する場合は、別記様式第3号(その2の2)に代えて、この書類を作成すること。  
 2 共同教育課程を設置する場合は、この書類に加え、別記様式第3号(その2の2)の例により、構成大学院のものを作成すること。  
 3 教員の数に応じ、適宜枠を増やして記入すること。  
 4 私立の大学の大学院の研究科の取否定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は大学の設置者の変更の認可を受けようとする場合は、この書類を作成する必要はない。  
 5 「申請に係る研究科等の職務に専事する週当たり平均日数」の欄は、専任教員のみ記載すること。

別記様式第3号(その3の1)

(用紙 日本産業規格A4縦型)

基幹教員の年齢構成・学位保有状況											
職 位	学 位	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合 計	評 価	考
教 授	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	短期大 学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
准 教 授	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	短期大 学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
講 師	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	短期大 学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
助 教	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	短期大 学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
合 計	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	短期大 学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

(注)  
 1 この書類は、申請及び届出に係る書類として作成すること。  
 2 この書類は、基幹教員についての年齢構成すること。  
 3 この書類は、申請及び届出に係る書類として作成すること。申請書等(職業年表)に該当する職務に就ける有期における教授を記載すること。  
 4 「基幹教員の年齢構成・学位保有状況」欄の「基幹教員」は、大学院の専任教員又は専任助教授の職名、「専任教員」と記入すること。  
 5 専任教員で職名が「専任助教授」の職務を履修した者又は専任助教授又は専任助教授に相当する職名に就ける有期に就任した者については、「その他」の欄にその職名を記載し、「備考」の欄に、具体的な学名を併記すること。

別記様式第3号(その3の2) (用紙 日本産学協会A4様式) 基幹教員の年齢構成・学位保有状況 (専門職大学等又は専門職学位を設ける大学若しくは短期大学の実務の経験等を有する基幹教員)

Table with columns: 職位, 学位, 29歳以下, 30～39歳, 40～49歳, 50～59歳, 60～64歳, 65～69歳, 70歳以上, 計, 備考. Rows include 教授, 准教授, 講師, 助教, 合計.

(注) 1. 専門職大学等、専門職学位を設ける大学若しくは短期大学、専門職学位を設ける場合又は専門職大学の課程を設け、若しくは変更する場合に、別記様式第3号(その3の1)に照し、この要領を作成すること。 2. この要領は、申請又は届出に添付する資料として提出すること。 3. この要領は、専門職大学設置基準第25条第1項、専門職職人大学設置基準第25条第1項、大学設置基準第25条の3第1項又は短大設置基準第25条の4第1項規定する要領の内容を有する要領の場合にのみ適用されること。...

別記様式第3号(その4) (用紙 日本産学協会A4様式) 実務の経験等を有する基幹教員一覧

Table with columns: 学部(学科)名称, 実務経験の概要, 実務経験の年数, 実務経験の職種, 実務経験の期間, 実務経験の内容. Includes a summary box at the bottom.

実務の経験等を有する基幹教員数 人  
うち「実(研)」の人数 人

(注) 1. この要領は、専門職大学等、専門職学位を設ける大学若しくは短期大学、専門職学位を設ける場合又は専門職大学の課程を設け、若しくは変更する場合に提出すること。 2. この要領は、申請又は届出に添付する資料として提出すること。 3. 「実(研)」とは、産学連携活動のこと。 4. 「実務経験」は、産学連携活動による実務経験のこと。 5. 「実務経験の年数」は、産学連携活動による実務経験の年数。 6. 「実務経験の職種」は、産学連携活動による実務経験の職種。 7. 「実務経験の内容」は、産学連携活動による実務経験の内容。 8. 「実務経験の期間」は、産学連携活動による実務経験の期間。 9. 「実務経験の内容」は、産学連携活動による実務経験の内容。 10. 「実務経験の内容」は、産学連携活動による実務経験の内容。...

別記様式第4号(その1)

(用紙 日本産業規格A4縦型)

教 員 個 人 調 書

履 歴 書			
フリガナ		性別	生年月日(年齢)
氏名			年 月 日(満 歳)
国 籍		現住所	
月額基本給	千円		
学 歴			
年 月	事 項		
年 月			
年 月			
職 歴			
年 月	事 項		
年 月			
年 月			
学 会 及 び 社 会 に お け る 活 動 等			
現在所属している学会			
年 月	事 項		
年 月			
年 月			
賞 賜 別			
年 月	事 項		
年 月			
年 月			
現 在 の 職 務 の 状 況			
勤 務 先	職 名	学部等又は所属部局の名称	勤務状況
開 設 後 の 職 務 の 状 況			
勤 務 先	職 名	学部等又は所属部局の名称	勤務状況
年 月 日			上記のとおり相違ありません。
			氏名

(注)  
 1 この書類は、学長(高等専門学校にあっては校長)及び基幹教員(大学院にあっては専任教員)について作成すること。  
 2 高専又は短大若しくは高専に関する学部若しくは学部の学科の設置の認可を受けようとする場合、関係機関の長についてもこの書類を作成すること。  
 3 「国籍」の欄は、当該学長等が外国籍である場合にのみ、その国名を記入すること。

別記様式第4号(その2の1)

(用紙 日本産業規格A4縦型)

教 育 研 究 業 績 書

研 究 分 野				研 究 内 容 の キ ー ワ ー ド	
氏名				年 月 日	
教 育 上 の 能 力 に 関 す る 事 項					
事項	年月日	概 要			
1 教育方法の実践例					
2 作成した教科書、教材					
3 教育上の能力に関する大学等の評価					
4 実務の経験を有する者についての特記事項					
5 その他					
職 務 上 の 実 績 に 関 す る 事 項					
事項	年月日	概 要			
1 資格、免許					
2 特許等					
3 実務の経験を有する者についての特記事項					
4 その他					
研 究 業 績 等 に 関 す る 事 項					
著書、学術論文等の名称	編著・共著の別	発行又は発表の年月	発行所、発表雑誌等又は発表学会等の名称	概 要	
(著書)					
1					
2					
3					
(学術論文)					
1					
2					
3					
(その他)					
1					
2					
3					

(注)  
 1 この書類は、学長(高等専門学校にあっては校長)及び基幹教員(大学院にあっては専任教員)について作成すること。  
 2 高専又は短大若しくは高専に関する学部若しくは学部の学科の設置の認可を受けようとする場合、関係機関の長についてもこの書類を作成すること。  
 3 「研究業績等に関する事項」には、書籍の作成物において未発表のものを記入しないこと。

別記様式第4号(その2の2)

(用紙 日本産学規格A4縦型)

教育・実務業績書(専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の教員)		
		氏名
		年月日
職 業 分 野	職 務 内 容 の キ ー ワ ー ド	
教 育 上 の 能 力 に 関 す る 事 項		
1	事項	年月日
2	事項	年月日
3	事項	年月日
4	事項	年月日
研 究 業 績 等 に 関 す る 事 項		
1	事項	年月日
2	事項	年月日
3	事項	年月日

(注)

- 専門職大学等、専門職大学の学則等、専門職学科を設ける大学若しくは短期大学又は専門職学科を設置する場合は、2に掲げる教員について、別記様式第4号(その2の1)に代えて、この書類を作成する。
- この書類は、次の(1)から(3)までの教員について、作成すること。
  - 専門職大学の設置基準第39条第4号若しくは第40条第4号に該当すること(これらの号に該当することにより同条第39条第1号、第40条第1号又は第41条第1号に該当することを含む。)、専門職短期大学設置基準第39条第4号若しくは第40条第4号に該当すること(これらの号に該当することにより同条第39条第1号、第40条第1号又は第41条第1号に該当することを含む。)、大学設置基準第18条第5号若しくは第19条第5号に該当すること(これらの号に該当することにより同条第18条第1号、第19条第1号又は第20条第1号に該当することを含む。)、又は短期大学設置基準第23条第4号若しくは第24条第4号に該当すること(これらの号に該当することにより同条第23条第1号、第24条第1号又は第25条第2号第1号に該当することを含む。)により、教授、准教授、講師又は助教に任用される者。
  - 専門職大学設置基準第39条第5号に該当すること(同時に該当することにより同条第39条第1号又は第41条第1号に該当することを含む。)、専門職短期大学設置基準第39条第5号に該当すること(同時に該当することにより同条第39条第1号又は第41条第1号に該当することを含む。)、大学設置基準第18条第5号に該当すること(同時に該当することにより同条第18条第1号又は第19条第1号に該当することを含む。)、又は短期大学設置基準第23条第5号に該当すること(同時に該当することにより同条第23条第1号又は第25条第2号第1号に該当することを含む。))により、准教授、講師又は助教に任用される者。
  - 専門職大学設置基準第41条第2号、専門職短期大学設置基準第39条第3号、大学設置基準第16条第3号又は短期大学設置基準第20条第2号第1号に該当することにより、助教に任用される者。
- 「研究業績等に関する事項」の欄の「1」 著書、論文、その他の成果発表)には、書類の作成時において未発表のものも記入しないこと。

別記様式第5号

(用紙 日本産学規格A4縦型)

教 員 就 任 承 諾 書

年月日

(申 請 者 名) 殿

氏名

私は、〇〇大学の設置の認可の上は、〇〇学部〇〇学科の基礎教員のうち、専ら当該大学等の教育研究に従事し、〇〇学部〇〇学科の主要授業科目を担当する者として、〇〇年〇〇月〇〇日から就任し、下記の科目を担当することを承諾します。

なお、他大学では、当該大学の教育研究に専ら従事する者として勤務することはなく、上記として就任することには問題ございません。

記

・(授業科目名)

- ・
- ・
- ・
- ・

(注)

- この書類は、学長(高等専門学校にあっては校長)及び教員について作成すること。
- 医科大学又は医学若しくは歯学の学部の学則等に基づき、医科大学又は歯学の学部の設置の認可を受けようとする場合、附属病院の長についてもこの書類を作成すること。
- 「〇〇大学の設置」及び「〇〇学部〇〇学科」の部分については、認可の申請の内容及び、適切に表記を変更すること。
- 「〇〇学部〇〇学科の基礎教員のうち、専ら当該大学等の教育研究に従事し、〇〇学部〇〇学科の主要授業科目を担当する者」及び、「就任し、下記の科目を担当する」及び「他大学では、当該大学の教育研究に専ら従事する者として勤務することなく」の部分については、役職、授業科目の担当の有無等に応じ、適切に表記を変更すること。

別記様式第6号 (令和4年9月1日現在)

(用紙 日本標準規格A4縦型)

附属病院所在地域の概況説明書

事項	記	入		療		備考
		人口	過去3年間における人口増減数	病床数	今後5年間で予定される人口増減の目安数	
区	区	千人	千人	千人		
人口及びその動態	所在地から半径100m圏内にある市区町村の区域					
	所在地から半径200m圏内にある市区町村の区域					
	同一都道府県内					
医療機関の配置状況	区	医療機関数	病床数	医師数	医師一人当り入院患者数	指定患者数(年間平均)
	地域					
	所在地から半径100m圏内にある市区町村の区域		床	人	人	人
	所在地から半径200m圏内にある市区町村の区域					
	同一都道府県内					

附属病院の患者増減の見通し	
附属病院と地域社会との連携関係	

(注)

- 1 「人口及びその動態」及び「医療機関の配置状況」の欄に記入する数値について、その基礎となった調査統計等の名称及び調査時点を「備考」の欄に記入すること。
- 2 「所在地からは10(30)km圏内にある市区町村の区域」とは、当該附属病院の所在する市区町村(或今指定都市の区を含む。)又は当該附属病院の所在地から直線距離で10(30)km以内に市区役所、町村役場が所在する市区町村の区域をいう。

別記様式第7号

別記様式第7号 (令文科特第9号(昭和三十九))

(注) 日本産業規格A4(縦型)

区分	附属病院の医師					歯科医師					看護部等の配置計画書					備考
	開設時	第一年度	第二年度	第三年度	計	開設時	第一年度	第二年度	第三年度	計	開設時	第一年度	第二年度	第三年度	計	
職名	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
医 師																
歯 科 医 師																
薬 科 医 師																
准 看 護 師																
准 看 護 助 手																
診療放射線技師																
診療エックス線技師																
臨床検査技師																
衛生検査技師																
栄養士																
歯科衛生士																

職 名	開設時	第一年度	第二年度	第三年度	計	備考
歯 科 技 工 士						
理 学 療 法 士						
作 業 療 法 士						
臨床工学校士						
その他の技術職員						
事 務 員						
その他の職員						
計						
これらの職員の確保のための計画						

- (注)
- 1 医師及び歯科医師については、当該大学の教員である医師及び歯科医師の数をそれぞれ所定標準（内数）で記入すること。
  - 2 「その他の技術職員」とは、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等医療従事者をいう。
  - 3 「これらの職員の確保のための計画」の項には、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、准看護師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、歯科衛生士及び歯科工士の確保のための計画の概要について記入すること。

別記様式第7号の2

(用紙 日本産業規格A4横型)

教育課程連携協議会構成員名簿

〇〇専門職大学等

番号	構成員区分	関係する学部等 又は研究科等	氏名	年齢	現所属及び役職名	当該専門職大学等の課程に係る職業に関する主な経歴

(注)

- 1 一の大学に複数の教育課程連携協議会を設ける場合には、それぞれの教育課程連携協議会ごとに作成すること。
- 2 教育課程連携協議会の構成員の数に応じ、適宜枠を増やして記入すること。
- 3 「番号」の欄には、通し番号を記入すること。
- 4 「構成員区分」の欄には、大学設置基準第42条の5第2項各号、短期大学設置基準第35条の4第2項各号、専門職大学設置基準第10条第2項各号、専門職短期大学設置基準第7条第2項各号又は専門職大学院設置基準第6条の2第2項各号に規定する教育課程連携協議会の構成員の区分を記入すること。
- 5 「関係する学部等又は研究科等」の欄は、当該構成員が特定の学部等又は研究科等と連携するものである場合に、当該学部等又は研究科等の名称を記入すること。
- 6 「当該専門職大学等の課程に係る職業に関する主な経歴」の欄は、当該構成員が当該専門職大学等の課程に係る職業における実務の経験を有する場合に記入すること。ただし、大学設置基準第42条の5第2項第2号及び第4号、短期大学設置基準第35条の4第2項第2号及び第4号、専門職大学設置基準第10条第2項第2号及び第4号、専門職短期大学設置基準第7条第2項第2号及び第4号又は専門職大学院設置基準第6条の2第2項第2号に規定する構成員については、必ず記入すること。

別記様式第7号の3

(用紙 日本産業規格A4縦型)

教育課程連携協議会構成員就任承諾書

年 月 日

(申請・届出者名) 殿

氏名

私は、〇〇専門職大学の設置の認可の上は、〇〇専門職大学の教育課程連携協議会の構成員として、〇〇年〇〇月〇〇日から就任することを承諾します。

(注)

- 1 「〇〇専門職大学」の部分は、認可の申請又は届出の内容に応じ、適切に表記を変更すること。

別記様式第7号の4（その1）

別記様式第7号の4（その1）（学修年次別の履修、単元単位の学修）

（用紙：日本産業規格A4縦型）

臨地実務実習施設の履修状況説明書

〇〇専門学校〇〇学部第〇

番 号	授業科目		臨地実務実習施設					
	必修・選択 自由の別	履修予定 学生数	施設 番号	施設の名称	受入予定 学生数	当該施設 実習時間数 ・時間	受入予定学生 人・時間	
1	必修	人			人	時間	人・時間	
	選択	人			人	時間	人・時間	
		単位数			人	時間	人・時間	
		単位			人	時間	人・時間	
			受入学生・時間数		小計		人・時間	
授業科目		臨地実務実習施設						
番 号	授業科目の名称	必修・選択 自由の別	履修予定 学生数	施設 番号	施設の名称	受入予定 学生数	当該施設 実習時間数 ・時間	受入予定学生 人・時間
2		必修	人			人	時間	人・時間
		選択	人			人	時間	人・時間
		単位数			人	時間	人・時間	人・時間
		単位			人	時間	人・時間	人・時間
			受入学生・時間数		小計		人・時間	人・時間

番 号	授業科目		臨地実務実習施設				
	必修・選択 自由の別	履修予定 学生数	施設 番号	施設の名称	受入予定 学生数	当該施設 実習時間数 ・時間	受入予定学生 人・時間
3	必修	人			人	時間	人・時間
	選択	人			人	時間	人・時間
		単位数			人	時間	人・時間
		単位			人	時間	人・時間
			受入学生・時間数		小計		人・時間

必修・選択 自由の別	履修予定 学生数	合計		
		必修	選択	自由
人	人	人	人	人
単位数	単位	単位	単位	単位
施設実習 時間数	時間	時間	時間	時間

受入予定 学生数	合計		
	必修	選択	自由
人	人	人	人
時間	時間	時間	時間

- (注)
- 「番号」の欄には、通じ番号を記入すること。
  - 開設する臨地実務実習に係る授業科目の教及び当該授業科目の授業を行う臨地実務実習施設の教に依り、適宜枠の数を増やして記入すること。
  - 「授業科目」の欄の「施設実習時間数」は、当該授業科目の授業時間数のうち臨地実務実習施設において履修される授業の時間数を記入すること。
  - 「臨地実務実習施設」欄の「施設番号」は、臨地実務実習施設一覧（別記様式第7号の4（その2））に記入する施設番号を

- 5 「臨地実務実習施設」欄の「当該施設実習時間数」は、当該授業科目に係る施設実習時間数のうち、当該臨地実務実習施設において履修させる授業の時間数を記入すること。
- 6 「臨地実務実習施設」の欄の「受入予定学生・時間数」は、受入予定学生数に当該施設実習時間数を乗じて得た数を記入すること。
- 7 「履修予定学生数計」の欄「単位数計」の欄「施設実習時間数計」の欄は、全ての授業科目の履修予定学生数、単位数及び施設実習時間数をそれぞれ合計した数を記入すること。
- 8 「受入予定学生・時間数計」の欄は、全ての授業科目に係る臨地実務実習施設の受入予定学生・時間数を合計した数を記入すること。

別記様式第7号の4（その2）（平29文科令37・追加、令元文科令9・一部改正）

（用紙 日本産業規格 A 4 横型）

臨地実務実習施設一覧

（〇〇専門職大学〇〇学部等）

施設番号	臨地実務実習施設の名称	所在地	履修させる授業科目					主な実習場所の面積	備考	
			授業科目の名称	必修・選択・自由の別	単位数	履修予定学生数	当該施設実習時間数			受入予定学生・時間数
1					単位	人	時間	人・時間	m <sup>2</sup>	
					単位	人	時間	人・時間	うち必修科目分 m <sup>2</sup>	
					単位	人	時間	人・時間	うち選択科目分 m <sup>2</sup>	
			計（科目）		単位	のべ	時間	人・時間	うち自由科目分 m <sup>2</sup>	
2					単位	人	時間	人・時間	m <sup>2</sup>	
					単位	人	時間	人・時間	うち必修科目分 m <sup>2</sup>	
					単位	人	時間	人・時間	うち選択科目分 m <sup>2</sup>	
			計（科目）		単位	のべ	時間	人・時間	うち自由科目分 m <sup>2</sup>	
受入予定学生・時間数の合計								主な実習場所の面積の合計		
人・時間								m <sup>2</sup>		
うち必修科目分 人・時間								うち必修科目分	m <sup>2</sup>	
うち選択科目分 人・時間								うち選択科目分	m <sup>2</sup>	
うち自由科目分 人・時間								うち自由科目分	m <sup>2</sup>	

（注）

- 1 使用する臨地実務実習施設の数及び当該施設で授業を行う臨地実務実習の授業科目の数に応じ、適宜枠の数を増やして記入すること。
- 2 「施設番号」の欄には、通し番号を記入すること。
- 3 「履修させる授業科目」の欄の「履修予定学生数」の計は、各授業科目の履修予定学生数を合計したのべ人数を記入すること。
- 4 「履修させる授業科目」の欄の「当該施設実習時間数」は、当該授業科目の授業時間数のうち当該施設において履修させる授業の時間数を記入すること。
- 5 「主な実習場所の面積」の欄は、当該施設内の実習場所のうち、特に継続的に又は反復して使用する部屋等の全部又は一部の場所で臨地実務実習の教育活動における中心的な場所として使用する部分の面積を記入すること。
- 6 「主な実習場所の面積」の欄の「うち必修科目相当分」は、主な実習場所のうち、必修科目の授業で使用する部分の面積を、「うち選択科目相当分」は、選択科目の授業で使用する部分（必修科目の授業で使用する部分を除く。）の面積を、「うち自由科目相当分」は、自由科目の授業で使用する部分（必修科目又は選択科目で使用する部分を除く。）の面積を記入すること。

別記様式第7号の4(その3) (平29文科令57・追加、令元文科令9・一部改正)  
(用紙 日本産業規格A4縦型)  
臨地実務実習施設の概要

施設に関する事項	名称							
	所在地	(キャンパスからの移動方法 (所要時間 分))						
	施設の面積	㎡ (うち主な実習場所の面積 ㎡)						
	開設者・管理者・従業員数	開設者	管理者	従業員数	人			
	事業の概要							
履修させる授業科目	当該施設の選定理由							
	各授業科目	授業科目の名称	必修・選択・自由の別	単位数	履修予定学生数	施設実習時間数	受入予定学生・時間数	主な実習場所
				単位	人	時間	人・時間	
				単位	人	時間	人・時間	
実習の実施体制に関する事項	全体計(科目)	単位のべ	人	時間	人・時間			
	実習指導者	氏名	所属・職名	実務経験年数	担当授業科目			
				年				
				年				
				年				
その他の指導体制								
実習受入期間・1日当たり実習時間	実習受入期間	1日当たり実習時間						
	年間 日	時間						

その他	他の学校等からの実習受入れ予定	他の学校等の名称	受入れ人数	受入期間
			人	年度 年間 日
	当該施設が使用できなくなった場合の代替措置			
備考				

- (注)
- この書類は、使用する臨地実務実習施設について作成すること。
  - 「施設の面積」の欄の「うち主な実習場所の面積」は、当該施設の実習場所のうち、特に継続的又は反復して使用する部屋等の全部又は一部の場所を、臨地実務実習の教育活動における中心的な場所として使用する部分の面積を記入すること。
  - 「履修させる授業科目に関する事項」の「全体」の欄の「履修予定学生数」の計は、各授業科目の履修予定学生数を合計したのべ人数を記入すること。
  - 「実習指導者」の欄は、実習指導者の数に応じ、適宜枠を増やして記入すること。
  - 「他の大学等からの実習受入れ予定」の欄は、受入れを予定する他の大学等の数に応じ、適宜枠を増やして記入すること。
  - 「他の大学等からの実習受入れ予定」の欄の「受入れ人数」は、受入れを予定している学生等の人数を記入すること。

別記様式第7号の5

(用紙 日本産業規格A4縦型)

## 臨地実務実習施設使用承諾書

年 月 日

(申請・届出者名) 殿

開設者又は管理者の職名及び氏名

〇〇専門職大学〇〇学部等の臨地実務実習施設として、〇〇年度より(臨地実務実習施設名)を使用することを承諾します。

(注)

- 1 この書類は、使用する臨地実務実習施設の全てについて作成すること。ただし、同一の開設者又は管理者が二以上の臨地実務実習施設を開設又は管理する場合には、当該二以上の臨地実務実習施設について一の承諾書を作成すれば足りるものとする。
- 2 「〇〇専門職大学〇〇学部等」の部分は、認可の申請又は届出の内容に応じ、適切に表記を変更すること。
- 3 「(臨地実務実習施設名)」の部分は、使用を承諾する臨地実務実習施設の名称を記入すること。なお、1のただし書に掲げる方法により承諾書を作成する場合には、二以上の臨地実務実習施設の名称を列記すること。

別記様式第7号の6

(用紙 日本産業規格A4縦型)

## 連携実務演習等に関する承諾書

年 月 日

(申請・届出者名) 殿

事業者名

〇〇専門職大学〇〇学部等の連携実務演習等の連携先事業者として、〇〇年度より下記の授業科目の実施に関し、連携・協力することを承諾します。

記

・(授業科目名)

(注)

- 1 この書類は、臨地実務実習に代えて連携実務演習等を開設する場合に、その連携先事業者について作成すること。
- 2 「〇〇専門職大学〇〇学部等」の部分は、認可の申請又は届出の内容に応じ、適切に表記を変更すること。

別記様式第7号の7 (平28文科令27・追加、令元文科令9・一部改正)  
(用紙 日本産業規格 A 4 縦型)  
必要校地面積の減算説明書

(〇〇専門職大学等)

必要校地面積の減算に関する説明						備考
校地面積を減ずる事由等	校地の所在地					
	その場所に立地することが特に必要な事由					
	所要の土地の取得が困難な事由					
	教育上必要な環境の整備の状況					
	その他特記事項					
保有する校地面積	区分	当該専門職大学等の校地面積			共用する他の学校等の専用	合計
		専用	共用	小計		
	校舎敷地(うち空地)	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )				
	運動場用地	m <sup>2</sup>				
	小計	m <sup>2</sup>				
	その他	m <sup>2</sup>				
合計	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
収容定員	区分	員数	収容定員等に関する特記事項			
	昼間	人				
	夜間	人				
	昼夜開講	人				
	計	人				
収容定員上の学生一人当たり校地面積	m <sup>2</sup>					

(注)

- この書類は、専門職大学設置基準第46条第2項又は専門職短期大学設置基準第44条第2項の規定により、所要の校地面積を減ずることとする場合に作成すること。
- 「教育上必要な環境の整備の状況」の欄には、必要校地面積を減ずることとしても教育に支障がないことについての説明を含め、当該専門職大学等における教育環境の整備状況についての説明を記入すること。
- 「収容定員上の学生一人当たり校地面積」の欄は、校地(共用部分を含む。)の面積を収容定員の員数で除した面積を記入すること。
- 「収容定員等に関する特記事項」の欄は、昼間学部及び夜間学部を併設し、又は昼夜開講制を行う場合における学生の履修及び施設の使用の態様など、収容定員等に関して特に説明すべき事項がある場合に記入すること。

別記様式第7号の8 (平成27年4・5年度 令和2年4・5年度)

(用紙 日本建築規格A4縦型)

必要校舎面積の算定説明書

(〇〇専門学校〇〇学部等)

必要校舎面積の算定に関する説明		備考			
校舎面積を算する事項					
【 】 設置基準上は移行された施設実数実習のための施設を卒業後の事業者の施設の使用により確保					
【 】 その他の相当の事由					
保有する校舎面積	専用	共用	共用する他の学校等	計	
( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	
総合実習室	設置基準上の必要単位数	必修	選択	自由	計
実習室	開設単位数	単位	単位	単位	単位
実習室	うち卒業に必要な単位数	単位	単位	単位	単位
実習室	うち実習基準上の必要単位数相当分	単位	単位	単位	単位
実習室	うち実習場所の面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
実習室	うち設置基準上の必要単位数相当分	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
実習室	当該施設を使用できなかった場合の内積値				m <sup>2</sup>

校外実習を行うための校舎の要習内容	実習内容
使用する施設	
校舎の所在地	
所在地周辺の概況	
校舎面積上の実習内容	
その他特記事項	

- (注) 1 この算定は、専門学校設置基準別表第2イ備考第5号、専門学校(短期大学設置基準別表第2イ備考第5号、大学設置基準別表第3イ)備考第2号又は短期大学設置基準別表第2イ備考第5号の規定により所要の校舎面積を算することとする場合に作成すること。
- 2 「校舎面積を算する事由」の欄は、該当するものについて【 】内に【○】を記入すること。
- 3 「保有する校舎面積」という) における校舎面積を記入すること。ただし、校舎を段階的に整備する場合には、完成年度における校舎面積に知る、開設年度における校舎面積を添削内に併記すること。
- 4 「施設実数実習」の「単位数」の欄の「設置基準上の必要単位数」は、専門学校又は大学に設ける専門課程科においては「20単位」と、2年制の専門学校(卒業要件の特例を適用する夜間3年制の短期大学の専門課程科を含む)又は短期大学に設ける2年制の専門課程科(卒業要件の特例を適用する夜間3年制の短期大学の専門課程科を含む)にあつては「0単位」と。

- 三年前の専門職短期大学（卒業要件の特例を適用する教育三年前の専門職短期大学を除く。）又は短期大学に設ける三年前の専門職学科（卒業要件の特例を適用する教育三年前の短期大学の専門職学科を除く。）にあっては「15単位」と記入すること。
- 5 「臨地実務実習」の「単位数」の欄は、「必修」「選択」及び「自由」のそれぞれについて、臨地実務実習に係る開設授業科目の単位数の合計を記入すること。
- 6 「臨地実務実習」の「単位数」の欄のうち卒業に必要な単位数は、「必修」については5により記入した開設単位数と同じ単位数を、「選択」については開設単位数のうち当該専門職短期大学又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の卒業に必要な単位数を記入すること。
- 7 「臨地実務実習」の「単位数」の欄の「うち設置基準上の必要単位数相当分」は、次により記入すること。  
 (1) 「必修」については、4により記入した設置基準上の必要単位数が、5により記入した開設単位数を下回る場合は、当該設置基準上の必要単位数を記入し、それ以外の場合は、当該開設単位数を記入すること。  
 (2) 「選択」については、(1)により記入した必修科目に係る設置基準上の必要単位数相当分の単位数が、4により記入した設置基準上の必要単位数を下回る場合は、それらの差に相当する単位数を記入し、それ以外の場合は、「0単位」と記入すること。
- 8 「臨地実務実習施設」の「主な実習場所の設備」の欄には、臨地実務実習施設一覧（別記様式第7号の4（その2））に記入する主な実習場所の設備の合計を記入すること。
- 9 「臨地実務実習施設」の「主な実習場所の設備」の欄の「うち設置基準上の必要単位数相当分」は、「必修」及び「選択」のそれぞれについて、8により記入した主な実習場所の設備に、7により記入した設置基準上の必要単位数相当分の単位数を5により記入した開設単位数で除して得た割合を乗じて得た面積を記入すること。
- 10 「その他の校外実習」の欄は、臨地実務実習以外の授業科目で校外実習を行う場合に記入すること。なお、「授業科目」及び「学習内容」の欄は、校外実習を行う授業科目の教員名、適宜他の教員名を併せて記入すること。
- 11 「立地」の「所在地周辺の状況」の欄には、学生の教育、厚生補導等に関連する周辺の施設等の状況について記入すること。  
 12 「教育研究上必要な環境の整備の状況」の欄には、必要教育研究を確保することとして教育研究に支障がないことについての説明を含め、当該専門職短期大学の学際等又は専門職学科の教育研究環境の整備状況についての説明を記入すること。

別記様式第8号

通信教育実施方法説明書

(〇〇学級〇〇学科等)		通信教育を開設する学級等の計画				備考	
主たる授業の方法	印刷教材	放送	メディア利用	面授			
開設する授業科目の全部科目数							
うち卒業又は修了に必要な単位数							
	職 種	通信教育の課程を専ら担当	通常の課程を併せて担当	計	人	人	人
基 幹 教 員		0	0	0	0	0	0
基 幹 教 員 以 外 の 教 員		0	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0	0
	職 種	専属	その他	計	人	人	人
事 務 職 員		0	0	0	0	0	0
技 術 職 員		0	0	0	0	0	0
図 書 館 職 員		0	0	0	0	0	0
そ の 他 の 職 員		0	0	0	0	0	0
指 導 補 助 者		0	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0	0
指導補助者の名称、教員採用方法及び研修の方法							

通信教育の実施方法		備考			
印刷教材授業の実施計画	利用する教材の特色				
	学籍過程の管理方法				
	試験の実施方法等				
放送授業の実施計画	利用する技術の特色				
	学籍過程の管理方法				
	試験の実施方法等				
メディア利用授業の実施計画	利用する技術の特色				
	同時双方向性の確保				
	学籍過程の管理方法				
	試験の実施方法等				
面接授業の実施計画	実施期間	実施施設の名称及び所在地	授業科目の名称		
	実施施設の名称	業の区分	定数	総面積 ㎡	収容人員 人

		別表
		認可の申請又は届出の区分
	認可を受けるとする場合	大学又は高等専門学校等の設置(第2条)
ちう国際連携科学の等設置の等	認可を受けるとする場合	学部等の設置(第3条)、高等専門学校の設置(第3条)、大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更(第4条)
ちう国際連携科学は又国際連携科学に係る課程の	認可を受けるとする場合	専門職大学の課程の設置及び変更(第4条の2)
	認可を受けるとする場合	大学の通信教育の開設(第5条)
	認可を受けるとする場合	私立大学又は高等専門学校の定員収容に係る変更(第6条)
	認可を受けるとする場合	大学の設置の変更(第7条)
	認可を受けると場合	大学の廃止(第8条)

		提出期限
	ま 1 月 3 日 同 1 月 3 日 の 度 年 々 前 の 度 年 設 開 で 日 3 同 1 0 の 年 前 度 設	
	で ま 日 1 3 月 同 1 月 3 日 の 度 年 々 前 の 度 年 設 開	
	日 1 3 月 同 1 月 8 日 の 度 年 前 の 度 年 設 開 は 又 だ ま 日 1 3 月 同 1 月 3 日 の 度 年 々 前 の 度 年 設 開	
	で ま 日 1 3 月 2 1 日 同 1 月 4 日 の 度 年 前 の 度 年 設 開	
	で ま 日 1 3 月 2 1 日 同 1 月 4 日 の 度 年 前 の 度 年 設 開	更 変
	で ま 日 1 3 月 同 1 月 3 日 の 度 年 々 前 の 度 年 設 開	
	で ま 日 1 3 月 2 1 日 同 1 月 4 日 の 度 年 前 の 度 年 更 変	
	で ま 日 1 3 月 同 1 月 3 日 の 度 年 々 前 の 度 年 設 開	
	で ま 日 1 3 月 2 1 日 の 度 年 前 の 度 年 設 開	
	で ま 日 0 3 月 同 1 月 6 日 の 度 年 前 は 又 だ ま 日 1 3 月 同 1 月 3 日 の 度 年 々 前 の 度 年 設 開	
	で ま 日 1 3 月 2 1 日 同 1 月 4 日 の 度 年 前 の 度 年 設 開	

届 出 書 の 第 1 号 様 式 ( 2 )	請 書 の 第 1 号 様 式 ( 1 )	認 可 申 出
	○	
	○	
	○	で ま 日 1 3 月 同 1 月 8 日 の 度 年 設 開 は 又 だ ま 日 1 3 月 同 1 月 3 日 は く し 若 だ ま
○		
○		
	○	
○		
	○	
○		
	○	
○		
	○	
○		





附属病院 所在地域 の概況説 明書	第6号	※8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
所属病院 の医師、 歯科医 師、看護 師等の配 置計画書	第7号	※8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
関連教育 病院の概 要等を記 載した 書類	※8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
薬学実務 概要書類	※9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
教育課程 連携協議 会構成員 名簿	第7号 第2号	※1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育課程 連携協議 会構成員 就任承 諾書	第7号 第3号	※1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
臨地実務 実習施設 の確保状 況説明書	第7号 第4号	※6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
臨地実務 実習使用 承諾書	第7号 第5号	※6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
連携実務 演習等に 関する承 諾書	第7号 第6号	※6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
必要校舎 面積の減 算説明書	第7号 第7号	※6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
必要校舎 面積の減 算説明書	第7号 第8号	※6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6

- (注)
- ※1は、大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程を変更する場合には、別記様式第2号(その1の1)に代えて別記様式第2号(その1の2)を、別記様式第3号(その2の1)に代えて別記様式第3号(その2の2)を作成すること。
  - ※2は、高等専門学校又は高等専門学校の学科の設置をする場合には、別記様式第2号(その1の1)に代えて別記様式第2号(その1の3)を、別記様式第3号(その2の1)に代えて別記様式(その2の3)を作成すること。
  - ※3は、共同学科を設置する場合又は申請若しくは届出に係る大学等が共同学科を設置している場合に添付すること。
  - ※4は、共同教育課程を設置する場合又は申請若しくは届出に係る大学等が共同教育課程を設置している場合に添付すること。
  - ※5は、国際連携学科等を設置する場合には、別記様式第2号(その2の1)に代えて別記様式第2号(その2の3)を、別記様式第2号(その3の1)に代えて別記様式第2号(その3の3)を作成すること。
  - ※6は、専門職大学等を設置する場合、専門職大学等の学部等を設置する場合、専門職学科を設ける大学若しくは短期大学、専門職学科を設置する場合又は専門職大学の課程を設置し若しくは変更する場合に添付すること。
  - ※7は、専門職大学等を設置する場合、専門職大学等の学部を設置する場合、専門職学科を設ける大学若しくは短期大学又は専門職学科を設置する場合は、別記様式第4号(その2の2)(注2)に掲げる教員について、別記様式第4号(その2の1)に代えて別記様式第4号(その2の2)を作成すること。
  - ※8は、医学若しくは歯学に関する学部又は学部の学科を設置する場合に添付すること。
  - ※9は、臨床薬学に関する学部又は学部の学科を設置する場合に添付すること。
  - ※10は、大学の学部で専門職学科を設置する場合、短期大学の学科に専門職学科を設置する場合、専門職大学等を設置する場合、専門職大学等の学部等を設置する場合、専門職大学の課程を設置若しくは変更する場合、専門職大学院に係る研究科等を設置する場合又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更であって専門職大学院の課程を設けることとなるものを行う場合に添付すること。
  - ※11は、通信教育を開設する場合に添付すること。
  - ※12は、私立の大学の通信教育に係る収容定員に係る学則を変更する場合に添付すること。
  - ※13は、大学の大学院の設置者変更又は研究科等の設置者変更のみを行う場合は、別記様式第2号(その1の1)に代えて別記様式第2号(その1の2)を、大学の廃止又は大学の学部等の廃止と併せて大学院の廃止又は大学院の研究科等の廃止を行う場合は、別記様式第2号(その1の1)に加えて別記様式第2号(その1の2)を添付すること。

規程	通信教育 に係る	通信教育 に係 る	実 施 方 法 説 明 書 第 8 号	通 信 教 育 規 程
1	1	1	1	1
1	1	1	1	1
1	1	1	1	1
○	○	○	○	○
2	1	2	2	1
2	1	2	2	1